

実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の強化のための 関係規則等の改正案に対する意見公募の結果について

平成 31 年 2 月 13 日

原子力規制委員会

内部脅威対策等の強化のための関係規則、告示及び運用ガイドの改正案について、意見公募を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概 要

期 間：平成 30 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで

対 象：

(1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

① 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則

(昭和 32 年総理府・通商産業省令第 1 号)

② 核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和 41 年総理府令第 37 号)

③ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

(昭和 32 年総理府令第 83 号)

④ 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則

(平成 12 年通商産業省令第 112 号)

⑤ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 (平成 20 年経済産業省令第 23 号)

⑥ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 (昭和 63 年総理府令第 1 号)

⑦ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和 63 年総理府令第 47 号)

⑧ 核燃料物質の使用等に関する規則 (昭和 32 年総理府令第 84 号)

⑨ 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則 (平成 12 年総理府令第 125 号)

(2) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部改正案

(3) 原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイドの一部改正案

方 法：電子政府の総合窓口 (e-Gov)、郵送及び FAX

提出意見数：4 件 (事項数：7)

2. 意見公募の結果

当該規則、告示及び運用ガイドの改正案に対する意見及び意見に対する考え方を別表のとおり取りまとめた。

以上

実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の強化のための関係規則等の改正案に対する御意見に対する考え方

番号	御意見等	考え方
1.	商用炉は規模も大きく、現状の規制では非常にリスクが大きい、大学等の実験用の炉については、規模も小さく、実際にテロ等に標的になることも少ないことから、今回の改正には反対します。 研究施設において、追加措置をすることは多大な費用がかかり、現在原子力を希望する学生も激減している現状を考えると、大学における原子力研究をあきらめることになる事例も発生し、今後、多くの原発の廃炉作業の研究には、研究者の育成が不可欠であるために、これ以上の経済的負担を増やすべきでないと考えるためです。	一定量以上の核燃料物質を使用する以上テロ等の標的になる可能性があることから、国際原子力機関（IAEA）は、区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当する核燃料物質に関する防護区域へ付き添い無しで立入りを許可される者等に対し、個人の信頼性確認を実施するよう勧告しています。御指摘のとおり、実用発電用原子炉等と比較して試験研究用等原子炉の規模は小さいものの、我が国においても核燃料物質の不法移転及び妨害破壊行為を防ぐ観点から、区分Ⅰ及び区分Ⅱの核燃料物質を取り扱う試験研究用等原子炉等に対し、個人の信頼性確認制度を導入することとしたものです。 また、今後改定する審査基準において、個人の信頼性確認の負担を軽減する手続を認めることを検討しています。 なお、学生を信頼性確認の対象とするか否かは事業者が判断するものであり、必ずしも全ての学生に対して信頼性確認が行われるものではありません。
2.	研究炉の場合は制御室に入って演習することもあり対象者には学生も含まれる。社会人と比べて学生の社会的知識は乏しくまた教職員と比べた力関係は極めて低い。 そのような立場の学生を調査の対象とすることはやめるべきである。 個人の信頼性確認の方法 自己申告が中心となっており実効性に欠ける。 単なる形式であれば手間をかける必要は無い。	常時立入者となった学生は社会人の常時立入者と同様に、施設内の重要な区域へ同行者無しに出入りできることとなるため、セキュリティ上の観点から個人の信頼性確認を受けることを求めるものです。 なお、学生を信頼性確認の対象とするか否かは事業者が判断するものであり、必ずしも全ての学生に対して信頼性確認が行われるものではありません。 信頼性確認は、自己申告に加えて、当該申告内容を証明する添付書類の提出、アルコールや薬物等の各種検査や面接の実施といった実効性のある方法で行われます。

3.	外部委託も一部可能としているが具体的に範囲が限定されておらず 大部分を外部に委託する可能性が高い。 外部委託先の選定及び外部委託先からの流出など却ってリスクが高くなる。 外部委託は認めるべきではない。	原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド（以下「運用ガイド」という。）の５（１）及び（２）において規定されているとおり、個人の信頼性確認は確認実施原子力事業者の責任において、核物質防護管理者の監督の下で実施されます。そのため、運用ガイド５（２）では、「その一部について外部委託を行うことを妨げない」としていますが、個人の信頼性確認の責任主体は飽くまで委託する事業者側であり、その監督の下で受託した業務が行われます。 情報管理については、運用ガイド１０（２）において「漏えいや不適切な利用を防止するため、実用炉規則第 91 条第 2 項第 27 号等に基づき、厳格に管理する」ことが規定されています。 これらにより、委託する事業者が外部委託先の確認や情報管理についても適切に監督することとなります。また、これらの遵守状況については、原子力規制委員会が行う核物質防護検査においても確認することとなります。
4.	核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 11 の 10（防護措置）のうち、第 2 項第 1 号に、「特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。」とある。 一方、11 月 14 日の第 41 回原子力規制委員会資料 3 では、原子力規制庁の基本的な考え方として、「防護区域内における監視装置の設置については、区分 1 及び区分 2 の特定核燃料物質を取り扱う試験炉等のうち、内部脅威者の妨害破壊行為により敷地周辺の公衆が過度に被ばくするおそれのある施設に対し、防護区域内における監視装置の設置を規制要求する。」とあることから、規則改正案にその旨を追記するとともに、敷地周辺の公衆が過度に被ばくするおそれを評価する諸条件については審査基準等において明確に示して欲しい。 （他該当規則：試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 14 条の 3 第 2 項第 1 号）	御指摘の点については、条文中「当該防護区域内」の解釈（判断基準）を示したものであり、このような解釈については従来から審査基準において規定しているため、今回も審査基準に明記します。

5.	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第7条の3第1項第5号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条第1項第5号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の2第1項第5号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の2第1項第5号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第41条第1項第5号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第67条第1項第5号について、従前の「防護区域に係る出入管理にすること」から「防護区域及び立入制限区域に係る出入管理にすること」へ変更することが示されている。今回の改正において、該当規則について新たに立入制限区域に係る出入管理にすることが追加されることになった改正理由について示す必要があるのではないかと。	御指摘の各規則においては、防護措置として防護区域や周辺防護区域だけでなく立入制限区域の出入管理に係る措置についても規定していることから、核物質防護規定に関する規定においても「立入制限区域」を追記したものです。
6.	11月14日の第41回原子力規制委員会資料3の備考で述べられている経過措置については、既に施行されている使用済燃料の再処理の事業に関する規則等と同様に附則に記載されとの理解でよろしいかと。	御指摘のとおり、経過措置については別紙3の別添1のとおり試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則の附則で規定することになります。
7.	告示改正案の新旧対照表について - 改正後の題名の「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条の二第二項第二十三号イ(2)」は、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)」のほうが適当と思います。改正前の題名の「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」は改正前の第1条第1項第2号、同条第2項第1号に記載されている「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」の引用であると思われるが、改正後の第1条第1項第2号、同条第2項第1号は「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」を記載しているから。 - 改正後の第1条第1項の変更において、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」に関する号の追記が漏れているのでは？ - 改正後の第1条第1項第9号の「核燃料物質又は核燃料物質によつて」は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて」の誤記だと思います。	- 御指摘を踏まえ、題名を「<u>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)</u>」に修正します。 - 御指摘の「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」については、同項第八号に記載しています。 - 御指摘を踏まえ、当該箇所を「核燃料物質又は核燃料物質によつて」に修正します。

- ・改正後の第1条第2項の変更において、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則」に関する号の追記が漏れているのでは？
- ・改正後の第1条第2項第8号の「核燃料物質又は核燃料物質よつて」は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて」の誤記と思います。
- ・改正後の第1条第2項第12号の「核燃料物質又は核燃料物質よつて」は、「核燃料物質又は核燃料物質によって」の誤記と思います。

運用ガイド改正案の新旧対照表について

- ・1ページの改正後の最下行から上に1行目「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則」について： 告示案の改正後の第1条第1項、第2項と同じ順番で、筆頭は「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」のほうが良いと思います。（4ページの12行目「精錬規則」についても同様）
- ・1ページの改正後の最下行「総理府令・通商産業省令」について： 告示案の改正後の第1条第1項第4号の条文には「・」の記載はありません。（「電子政府の総合窓口」の法令検索結果では「総理府・通商産業省令」）
- ・2ページの改正後の最下行から上に3行目「よつて」は、「よつて」の誤記です。
- ・3ページの改正後の5行目「よつて」は、「によつて」の誤記です。
- ・4ページの改正後の最下行から上に7行目「用語は、原子炉等規制法」は、「用語は、原則として、原子炉等規制法」などとしたほうが良いと思います。たとえば「原子炉等規制法」は法令で使用する用語ではないので。
- ・5ページの改正後の9行目「研究開発段階発電用原子炉に係る施設」は、法令で定義されている用語ではないので、たとえば「研開炉規則第1条に規定する研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設」などのほうが適当だと思います。
- ・5ページの改正後の最下行から上に7行目「原子炉等規制法第51条の2第2項第2号に規定する廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設」は、意

- ・御指摘の「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則」については、同項第十二号に記載しています。
- ・御指摘を踏まえ、当該箇所を「核燃料物質又は核燃料物質によつて」に修正します。
- ・御指摘の踏まえ、当該箇所を「核燃料物質又は核燃料物質によつて」に修正します。

- ・運用ガイドでは、御指摘の箇所の他、その直後のなお書き及び「3. 個人の信頼性確認が必要となる原子力施設」において、原子炉等規制法の条文順に条文と施設名を記載しています。御指摘の箇所については、一つの文書内で分かりやすさの観点から原案どおりとします。
- ・法令上は両省庁名を二行併記し、「・」は記載していませんが、運用ガイド上では見やすさの観点から一行書きとしています。御指摘を踏まえ、「総理府・通商産業省令」に修正します。
- ・御指摘を踏まえ、当該箇所を「よつて」に修正します。

- ・御指摘を踏まえ、当該箇所を「によつて」に修正します。
- ・運用ガイドでは、基本的には原子炉等規制法や関係規則の用語を用い、それ以外の用語も必要なものは運用ガイド上で定義しています。御指摘の「原則として」の部分は、なるべく不要な文言を削除し、より簡潔な規定にするとの観点から削除したものであり、現状どおりといたします。
- ・御指摘の点については、分かりやすさの観点から記載していましたが、原子炉等規制法上第43条の3の5第2項第5号には研究開発段階発電用原子炉も含まれていることは自明であることから当該箇所は削除いたします。
- ・御指摘を踏まえ、当該箇所を「原子炉等規制法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設又は同条第3項第2号に規定する廃棄物管理施設」に修正します。

	味不明です。（「原子炉等規制法第 5 1 条の 2 第 2 項に規定する廃棄物埋設施設及び同条第 3 項第 2 号に規定する廃棄物管理施設」のことか？） ・ 5 ページの改正後の最下行から上に 5 行目「第 5 3 条第 1 項第 2 号」は、「第 5 3 条第 2 号」の誤記では？ ・ 5 ページの改正後の最下行から上に 3 行目「第 2 条第 1 号」は、「第 1 条第 2 号」の誤記では？	・ 御指摘を踏まえ、当該箇所を「<u>第 5 3 条第 2 号</u>」に修正します。 ・ 御指摘を踏まえ、当該箇所を「<u>第 1 条第 2 号</u>」に修正します。
--	--	---